

市政ニュース

あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
 閉庁日 土・日曜・祝日

甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午
 ※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉shogai@city.ama.lg.jp

子育て

ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

子どもの送迎・預かりをお願いしてみませんか。

登録説明会

日時 ①4月17日(水)②4月20日(土)
 午前10時～11時45分

場所 ①大治町総合福祉センター②甚目寺公民館

対象 生後6か月から小学6年生までの子どもがいるあま市、または

大治町内在住もしくは在勤の方
 ※登録説明会に参加が必要です。

定員 各30人
 申込 説明会の3日前までに電話またはメールでお申し込みください。

※説明会の無料託児が有ります。(生後4か月から未就学児まで、要予約定員有り)開催日の1週間前までに申込みが必要です。

【メール】件名「説明会申込み」、本文「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
 ☎462・0150

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

『病児・病後児保育』を紹介し、お子様の急な体調不良で、預け先を探すとき

『病児・病後児保育』とは、保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気、または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする制度です。職員には看護師等及び保育

毎年4月2日～8日は 発達障害啓発週間です

発達障害は、広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能に関係する障がいです。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあります。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

世界的には、平成19年の国連総会で「世界自閉症啓発デー」についての決議が採択され、毎年4月2日に自閉症や発達障害を理解してもらう取り組みが行われています。

わが国でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までを発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催や名所旧跡のブルーライトアップ等の啓発活動が行われています。

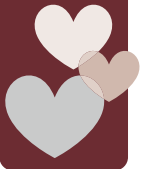
問合せ先 社会福祉課 ☎444・3135 Fax443・3555

平成31年4月分から児童扶養手当額が変更となりました

全部支給(月額)	
児童1人の場合	42,500円⇒42,910円
2子加算	10,040円⇒10,140円
3子以降加算	6,020円⇒6,080円
一部支給(月額)	
児童1人の場合	42,490円～10,030円⇒42,900円～10,120円
2子加算	10,030円～5,020円⇒10,130円～5,070円
3子以降加算	6,010円～3,010円⇒6,070円～3,040円

問合せ先 子育て支援課 ☎444・3173

福祉



第2次あま市地域福祉計画・第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しました

市では、平成26年策定の「あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の計画期間満了に伴い、第2次計画を策定しました。

市民アンケート調査、団体ヒアリング、地域懇談会、パブリックコメントにおける市民の皆様からのご意見をもとに、策定委員会で協議・検討を重ね、今後の地域福祉を地域住民と行政が協働し推進するうえでの目指すべき方向性を示した計画です。計画書及び概要版につきましては、市公式ウェブサイトでの掲載や市内公共施設に設置します。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

手当支給日のご案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

4月11日(木)

・特別児童扶養手当

4月25日(木)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

平成31(2019)年度家族介護用品購入助成券交付事業について

在宅で要介護4、または要介護5の認定を受けている方の同一世帯の家族(市民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、ウエットティッシュ、清拭剤、ドライシャンプー)の購入助成券を交付します。

申込 4月1日(月)から(閉庁日を除く)

除く)

詳しくは、高齢福祉課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 高齢福祉課

☎444・3141

平成31(2019)年度就学援助費について

市では、お子さんを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、給食費や学用品費などを援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考にされ、申請期間内に手続きを行ってください(毎年度申請が必要です)。

対象 あま市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、市教育委員会が支給の必要があると認めた方

- (1)生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみ支給します)
- (2)生活保護が停止、または廃止された方
- (3)市民税が非課税、または減免されている方
- (4)個人の事業税、または固定資産税が減免されている方
- (5)国民年金保険料が全額免除されている方
- (6)国民健康保険税が減免されている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方
- (8)生活福祉資金による貸付けを受けている方
- (9)その他経済的に困窮し、就学に支障があると認められる方

申請期間 4月1日(月)から5月31日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝休日を除く)

※申請期間後に申請し認定された場合は、認定月からの月割支給となります。

申請先 学校教育課(本庁舎)の窓口もしくは郵送、または七宝・甚目寺市民サービスセンター窓口にて提出してください

※申請書は、各窓口に用意してあります(市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

申請に必要なもの

- ・認印(スタンプ式不可)
- ・申請要件を証明することができるもの
- ・振込先口座の分かるもの

申請に当たって

- (1)住民票にかかわらず、お子さんと同一生計世帯員全員が同じ申請理由に該当することが必要です。
- (2)所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- (3)認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。

問合せ 学校教育課 ☎444・0902